

○愛知大学専門職大学院学則

2004年4月1日

制定

最終改正 2025年4月1日

第1章 総則

(目的)

第1条 この学則は、愛知大学学則第6条第2項の規定にもとづき、愛知大学大学院（以下「本大学院」という。）に設置する専門職大学院について、必要な事項を定める。

第2条 本大学院の専門職大学院は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする。

2 前項の専門職大学院に、次の研究科及び専攻を置く。

法務研究科法務専攻

3 前項の法務研究科法務専攻は、法曹に必要な知識及び能力を養成するための教育を行うことを目的とする。

(自己評価等)

第3条 法務研究科は、その教育研究水準の向上を図り、法務研究科の目的及び社会的使命を達成するため、法務研究科における教育研究活動等の状況について、自己点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 自己点検及び評価の実施に関する事項は、別に定める。

(第三者評価)

第4条 法務研究科は、教育研究活動その他法務研究科の運営に関して、法曹の分野に係る高度の専門性を要する職業等に従事し、法務研究科に関し広く、かつ、高い識見を有する愛知大学（以下「本大学」という。）以外の組織等に所属する者による評価を行うものとする。

(修業年限)

第5条 法務研究科の標準修業年限は、3年とする。

2 前項の規定にかかわらず、教育上の必要があると認められる場合は、学生の履修上のコースに応じ、標準修業年限を超えることができる。

(在学年限)

第6条 法務研究科における最長在学年限は、6年とする。

(学生定員)

第7条 法務研究科の学生定員は、次のとおりとする。

入学定員20人、収容定員60人

第2章 運営組織及び教職員

第8条 削除

(法務研究科長)

第9条 法務研究科に研究科長を置く。

- 2 研究科長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 研究科長は、次条に定める法務研究科教授会において選出する。
- 4 研究科長が欠けたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 研究科長を補佐するために、副研究科長を置くことができる。

(法務研究科教授会)

第10条 法務研究科に法務研究科教授会を置く。

(法務研究科教授会の組織)

第11条 法務研究科教授会は、法務研究科の授業科目を担当する専任教員をもって組織する。

(法務研究科教授会の審議事項)

第12条 法務研究科教授会は、研究科に属する教育研究に関する次の事項を審議し、学長が決定を行うに際して意見を述べるものとする。

- (1) 教育課程の編成並びに授業の計画及び実施に関する事項
- (2) 教育研究及び指導に関する事項
- (3) 教員の教育研究業績の審査に関する事項
- (4) 研究科長の選出に関する事項
- (5) 教育研究の質保証に係る自己点検・評価に関する事項
- (6) FD活動に関する事項
- (7) 学生の入学、休学、退学、除籍、再入学、留学及び課程修了等に関する事項
- (8) 試験に関する事項
- (9) 学位の授与に関する事項
- (10) 学生の奨学及び賞罰に関する事項

2 学長は、前項の決定をするにあたり、法務研究科教授会の意見を十分に参酌しなければならない。

3 法務研究科教授会は、第1項に定める事項のほか、学長及び法務研究科長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項を審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

(法務研究科教授会の招集)

第13条 法務研究科教授会は、研究科長が招集し、議長となる。ただし、研究科長に事故がある場合には、その代行者を定める。

2 法務研究科教授会は、構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(法務研究科教授会の定足数)

第14条 法務研究科教授会は、構成員の過半数が出席しなければ議事を開くことができない。ただし、第12条第3号及び第9号の場合は、構成員の3分の2以上の出席を必要とする。

(法務研究科教授会の議決)

第15条 第12条に定める事項の議決は、出席者の過半数で決する。ただし、同条第3号及び第9号に定める事項の議決は、出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

(法務研究科教授会の議事録)

第16条 法務研究科教授会は、会議の議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録の作成は、法務研究科教授会の構成員以外の者に委嘱することができる。
- 3 議長は、議事録を認証しなければならない。

(委員会)

第17条 法務研究科教授会は、必要に応じて委員会を設けることができる。

(教員)

第18条 法務研究科に専任の教授、准教授、助教を置く。

- 2 前項に定める教員について、任期の定めのある教員を置くことができる。
- 3 法務研究科に兼任の教員(講師)を置くことができる。
- 4 前3項に定める教員の任用等に関しては、別に定める。

(職員)

第19条 法務研究科の事務運営のため一定数の職員を置く。

第3章 教育課程

(授業科目)

第20条 授業科目の名称、単位数及び履修方法は、別表に掲げるとおりとする。ただし、年度により法務研究科教授会の議を経て、授業科目の一部を開講しないこと及び本条別表以外の授業科目を特別に開講することがある。

- 2 授業科目の履修に関する規定は、別に定める。

(授業科目の単位数)

第21条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、15時間から30時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位とする。

(授業の方法)

第22条 授業は、実践的な教育を行うことを目的とし、事例研究、現地調査、双方向、多方向的に行われる討論又は質疑応答その他の適切な方法により行うものとする。

- 2 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利

用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 前項の規定により多様なメディアを高度に利用して授業を行う教室等以外の場所で履修させることは、これによって十分な教育効果が得られる専攻分野に関して、当該効果が認められる授業について、行うことができるものとする。

4 第1項の授業を外国において履修させることができる。第2項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

5 第2項の規定により、多様なメディアを利用して行う授業は、あらかじめ指定した日時にパソコンその他双方向の通信手段によって行う。

6 前項の授業を実施する授業科目については、別に定める。

(教育方法の特例)

第23条 法務研究科は、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間や休業期間中などにおいて授業を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第24条 法務研究科は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施する。

(履修の手続)

第25条 学生は、履修しようとする授業科目を選択し、履修登録の手続をとらなければならない。

2 履修登録の手続は、每学期初めの指定する時期に行うものとする。

(履修登録単位数の上限)

第26条 法務研究科における1年間に履修登録できる授業科目の単位数の上限は、次の各号に定めるとおりとする(第28条第1項の規定により他の大学院において履修を希望する単位数を含む)。

(1) 法学未修者の1年次は、44単位

(2) 法学未修者の2年次は、36単位

(3) 法学既修者の1年次は、36単位

(4) 法学未修者及び法学既修者の最終年次は、44単位

2 前項第2号の規定にかかわらず、2年次に進級した法学未修者が、1年次に配当されている法律基本科目の必修科目について単位を修得できなかった科目があるときは、当該科目を履修する場合に限り、2年次に履修登録することのできる授業科目の単位数の上限は、38単位とする。

3 第1項第3号の規定にかかわらず、法学既修者は、法情報調査を履修する場合に限り、1年次に履修登録することのできる授業科目の単位数の上限は、38単位とする。

(単位の授与)

第27条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。

(他の大学院等における修得単位の取扱い)

第28条 教育上有益と認めるときは、法務研究科の定めるところにより他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、法務研究科における授業科目の履修により修得したものとみなし、単位を与えることができる。

2 前項の規定は、学生が外国の大学院に留学する場合、外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び国際連合大学の教育課程における授業科目を履修した場合に準用する。

3 前2項の規定により修得した単位は、法務研究科教授会の議に基づき36単位を限度として、法務研究科において修得したものと取扱う。ただし、第20条別表の法律基本科目及び実務基礎科目としては認定しない。

(入学前の既修得単位の取扱い)

第29条 教育上有益と認めるときは、学生が法務研究科に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位を、法務研究科に入学した後の法務研究科における授業科目の履修により修得したものとみなし、単位を与えることができる。

2 前項の規定により修得した単位は、前条の規定により、法務研究科において修得したものと取扱う単位数と合わせて、36単位を限度とする。

3 前2項の規定により修得した単位は、第20条別表の法律基本科目及び実務基礎科目としては認定しない。

4 前2項の規定は、第58条に定める科目等履修生又は第59条に定める特別科目等履修生として修得した入学前既修得単位には適用しない。

5 法務研究科の法学既修者の入学前修得単位の認定については、第36条第1項によって修得したものとみなすことのできる36単位のうち、第20条別表において包括認定対象科目として注記した法律基本科目17科目に係る34単位を超える単位について、法律基本科目及び実務基礎科目としては認定しない。

第4章 試験、進級及び課程の修了

(試験)

第30条 春学期末又は秋学期末において、所定の授業科目について、試験を行う。ただし、平常の成績をもって試験に代えることを認められた授業科目については、この限りでない。

2 前項の定期試験のほかに、必要があるときは臨時に試験を行うことがある。

(受験の条件)

第31条 試験は、履修した授業科目でなければ、受けることができない。

- 2 学費を納入しない者は、試験を受けることができない。
- 3 休学又は停学の期間中は、試験を受けることができない。

(成績の表示)

第32条 試験の成績は、S、A、B、C、G及びFで示し、S、A、B、C及びGを合格とし、Fを不合格とする。

- 2 合格した授業科目については、所定の単位を与える。
- 3 試験及び成績評価に関する規定は、別に定める。

(進級の要件)

第33条 法務研究科にあつては、進級要件を設ける。

- 2 進級に関する規定は、別に定める。

(修了の要件)

第34条 法務研究科の修了の要件は、3年以上在学し、かつ、108単位以上を修得することとする。

- 2 修了に関する規定は、別に定める。

(在学期間の短縮)

第35条 前条の規定にかかわらず、入学前の既修得単位について認定された者については、当該単位の数に相当する1年を超えない範囲の期間在学期間を短縮することができる。

(法学既修者)

第36条 法務研究科の法学既修者については、第20条別表において包括認定対象科目として注記した法律基本科目17科目に係る34単位を含む36単位を超えない範囲の単位を修得したものとみなし、当該単位の数に相当する1年を超えない期間在学期間を短縮することができる。

- 2 前項及び第4項の規定にかかわらず、認定連携法曹基礎課程修了者が5年一貫型教育選抜により入学する場合においては、第20条別表において包括認定対象科目として注記した法律基本科目17科目に係る34単位に限って単位を修得したものとみなし、当該単位の数に相当する1年を超えない期間在学期間を短縮することができる。
- 3 法学既修者について在学したものとみなすことのできる期間は、入学前の既修得単位について認定された者について短縮する期間と合わせて、1年を超えないものとする。
- 4 法学既修者について修得したものとみなすことのできる単位数は、入学前の既修得単位及び他の大学院の授業科目について法務研究科において履修し、単位を修得したものとみなす単位数と合わせて、36単位を限度とする。

第5章 学位の授与

(学位)

第37条 法務研究科を修了した者に授与する学位は、次のとおりとする。

法務博士（専門職）

2 法務研究科において学位を授与された者は、学位の名称を用いるときは、本大学名を附記するものとする。

（学位規程）

第38条 学位及びその授与に関しては、本章のほか、愛知大学学位規程の定めるところによる。

第6章 入学、学籍の取得、転入学、留学、休学、退学及び除籍

（入学の時期）

第39条 入学の時期は、毎学年の初めとする。

（入学資格）

第40条 法務研究科に入学できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- （1）学校教育法第83条に定める大学を卒業した者
- （2）学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者
- （3）外国において学校教育における16年の課程を修了した者
- （4）外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- （5）我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- （6）外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が3年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- （7）専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- （8）文部科学大臣の指定した者
- （9）学校教育法第83条に定める大学に3年以上在学した者（これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。）であって、法務研究科において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めるもの

(10) 法務研究科において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達したものの
(入学試験)

第41条 入学志願者に対しては、入学試験を行う。

2 入学試験の方法、時期等については、法務研究科の定めるところによる。

第42条 入学志願者は、所定の書類に入学検定料を添えて、指定の期日までに提出しなければならない。

(入学の手続)

第43条 入学を許可された者は、誓約書、保証書、その他法務研究科の必要とする書類を指定の期日までに提出しなければならない。

(学籍の取得、二重学籍の禁止等)

第43条の2 前条の入学手続きを終えた者は、法務研究科の学生として学籍を取得する。

2 在籍中は学位取得のために他の大学院等に同時に籍を置くこと（以下「二重学籍」という。）はできない。ただし、本大学と他機関との間で締結された協定等に基づく学籍の取得に関しては、この限りでない。

(転入学)

第44条 法務研究科に転入学を志願する者があるときは、試験を行い、教授会の議を経て転入学を許可することがある。

2 前項の規定により入学することのできる者は、法務研究科に1年以上在学し、本学が定める所定の単位を修得した者とする。

3 第1項の規定により入学を許可された者の既修得単位については、第29条の定めるところによる。

(保証人)

第45条 保証人は父若しくは母又はその他の成年者で独立して生計を営む者でなければならない。

2 保証人は、学生の在学中本人に関する一切の事項について保証しなければならない。

(留学)

第46条 法務研究科が協定又は認定する外国の大学院又はそれに準ずる高等教育・研究機関等（以下「外国の大学院等」という。）に留学を志願する者は、学長の許可を得て留学することができる。

2 許可を得て留学した者が、外国の大学院等で履修した授業科目について修得した単位は、30単位を超えない範囲で、法務研究科において修得したものとして取扱うことができる。

3 留学の手続きその他実施に関する規定は、別に定める。

(休学)

第47条 病気その他やむを得ない事由によって引続き2ヵ月以上修学できない者は、保証人連署のうえ休学願を提出し、許可を得て休学することができる。

2 休学期間は半年間又は1年間とし、休学開始の時期は学年の初め又は秋学期の初めとする。

3 休学中の学費等は、学費等納入規程の定めるところによる。

第48条 休学期間は、通算して2年を超えることはできない。

2 休学期間は、在学期間に算入しない。

3 休学期間中にその事由が消滅した場合には、許可を得て復学することができる。

(退学)

第49条 病気その他やむを得ない事由によって退学しようとする者は、保証人が連署した退学願を学生証とともに提出しなければならない。

(除籍)

第50条 次の各号の一に該当する者は、除籍する。

(1) 授業料その他所定の学費を指定期日までに納入しない者

(2) 第6条に定める在学年限を超える者

(3) 法務研究科にあっては、第33条に定める進級の要件を引き続き2年間満たさない者

(4) 第48条に定める休学期間の限度を超え、なお就学できない者

(5) 法務研究科において修学不能と認められ、前条に定める退学の手続を取らない者

(6) 死亡又は長期間にわたって行方不明の者

(復籍)

第51条 前条第1号により除籍された者が復籍を願出た場合には、法務研究科教授会の議を経て許可することがある。

(再入学)

第52条 第49条により退学した者及び第50条により除籍された者が、退学又は除籍の日から2年以内に再入学を願い出た場合には、法務研究科教授会の議を経て許可することがある。ただし、再入学の時期は、学年の初めとする。

第7章 学年、学期及び休業日

(学年)

第53条 学年は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(学期)

第54条 学年は、春学期と秋学期に分け、次のとおりとする。

春学期 4月1日より9月15日まで

秋学期 9月16日より翌年3月31日まで

2 学長は、必要がある場合、前項に定める春学期の終期及び秋学期の始期を変更することができる。

(休業日)

第55条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

(3) 創立記念日 11月15日

(4) 夏季休業日 8月1日から8月31日まで

(5) 冬季休業日 12月25日から翌年1月5日まで

(6) 春季休業日 3月21日から3月31日まで

2 必要がある場合は、学長は前項の休業日を臨時に変更し、又は臨時の休業日を定めることができる。

第8章 学費等

(学費等)

第56条 法務研究科の入学検定料、入学金及び授業料その他の学費は、学費等納入規程に定めるとおりとする。

2 前項の学費及びその他の学費等は、学費等納入規程の定めるところにより所定の期日までに納入しなければならない。

3 学費等は、一たん納入した後は返還しない。

第9章 他の大学との交流

(他の大学の大学院又は学部との交流)

第57条 教育・研究上有益と認めるときは、法務研究科が協定又は認定する他の大学（以下「協定校」という。）の大学院又は学部との間で学生を交流させ、単位の互換を行うことができる。

2 協定校の認定その他交流に関する重要事項については、法務研究科教授会の議を経なければならない。

3 協定校との交流に関する規定は、別に定める。

第10章 科目等履修生、特別科目等履修生及び研究生

(科目等履修生)

第58条 法務研究科の学生以外の者で一又は複数の授業科目について履修を希望する者があるときは、法務研究科の教育研究に支障のない限り、選考のうえ科目等履修生として履修を許可する。

2 科目等履修生に関する規定は、別に定める。

(特別科目等履修生)

第59条 前条の規定にかかわらず、第57条第1項の定めに基づき協定校から委託があったときは、協定校の学生について選考のうえ、正規の学生の教育・研究を妨げない範囲で、その学生を特別科目等履修生として、法務研究科の特定の授業科目について履修を認めることができる。

2 特別科目等履修生に関する規定は、別に定める。

(研究生)

第60条 法務研究科において、研究を志願する者があるときは、法務研究科の教育研究に支障のない限り、選考のうえ研究生として履修を許可することができる。

2 研究生に関する規定は、別に定める。

第11章 奨学

(奨学制度)

第61条 法務研究科に奨学制度を設ける。

2 奨学制度に関する規定は、別に定める。

第12章 研究施設

(研究施設)

第62条 学生は、本大学の図書館を利用することができる。

2 法務研究科に共同研究室その他の研究施設を設ける。

3 法務研究科の科目等履修生、特別科目等履修生、研究生及び外国人留学生は、本大学及び法務研究科の研究施設を利用することができる。

第13章 厚生保健施設

(厚生保健施設)

第63条 学生は、本大学の厚生保健施設を利用することができる。

第14章 賞罰

(表彰)

第64条 学生として、表彰に値する行為があったときは、表彰することがある。

(懲戒)

第65条 法務研究科の学則又は規則に違反し、その他学生の本分に反すると認められた者は、法務研究科教授会の議を経て学長が懲戒する。

2 懲戒は、訓戒、謹慎、停学又は退学とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対してのみ行う。

(1) 性行不良で改善の見込がないと認められる者

(2) 学業を怠り成業の見込がないと認められる者

(3) 大学の秩序を乱し、その他学生の本分に反したと認められる者

第15章 学則の変更

(学則の変更)

第66条 この学則の変更は、法務研究科教授会、常務理事会、大学運営会議及び大学協議会の議を経て、学長が決定する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に定める学則の変更は、理事会の承認を得なければならない。

(1) 研究科・専攻等の変更に係る事項

(2) 学生定員の変更に係る事項

附 則 (制定)

(施行期日)

1 この学則は、2004年(平成16年)4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第9条第3項の規定にかかわらず、この学則施行時の法務研究科長については適用しない。

3 第9条第2項の規定にかかわらず、この学則施行時の法務研究科長の任期は、3年とする。

4 第8条第3項の規定にかかわらず、専門職大学院長には、当分の間、法務研究科長を充てる。

附 則 (法科大学院教授会の議決要件の変更に伴う改正)

この学則は、2005年(平成17年)6月1日から施行する。

附 則 (学校教育法施行規則の一部改正に伴う改正)

この学則は、2005年(平成17年)9月9日から施行する。

附 則 (専門職大学院会計研究科設置、成績の表示の追加及び研究生の制度化に伴う改正)

1 この学則は、2006年(平成18年)4月1日から施行する。

2 前項の施行日より、本学則の名称を愛知大学専門職大学院学則に改称する。

附 則 (学校教育法の一部改正、専門職大学院長職の廃止並びに履修の手続、法科大学院の修了の要件及び授業科目の変更に伴う改正)

1 この学則は、2007年(平成19年)4月1日から施行する。

2 前項の規定にかかわらず、2007年(平成19年)3月31日現在法科大学院の既修者コース2年次又は未修者コース3年次に在籍中の者の修了の要件及び授業科目については、なお従前の例による。

3 第2項の規定にかかわらず、第25条に定める履修登録の手続については、全ての学生に適用する。

附 則（転入学制度の導入に伴う改正）

この学則は、2007年（平成19年）9月1日から施行する。

附 則（法科大学院の進級要件の変更並びに会計大学院の修了要件及び授業科目の変更に伴う改正）

- 1 この学則は、2008年（平成20年）4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、2007年（平成19年）度以前に法科大学院に入学した学生及び2008年（平成20年）度に法科大学院に既修者として入学する学生の進級の要件は、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、2007年（平成19年）度以前に会計大学院に入学した学生の修了要件及び授業科目は、なお従前の例による。

附 則（法科大学院の修了の要件及び授業科目の変更並びに会計大学院の授業科目の変更に伴う改正）

- 1 この学則は、2009年（平成21年）4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、2008年（平成20年）度以前に法科大学院に入学した学生及び2009年（平成21年）度に法科大学院に既修者として入学する学生の修了の要件及び授業科目は、なお従前の例による。
- 3 第2項の規定にかかわらず、第20条別表法科大学院授業科目のうち、「捜査・公判法務」、「被害者と法」、「企業法務Ⅰ」及び「企業法務Ⅱ」は2005年（平成17年）度に法科大学院に未修者として入学した学生及び2006年（平成18年）度以降に法科大学院に入学した学生から適用する。
- 4 第1項の規定にかかわらず、2008年（平成20年）度以前に会計大学院に入学した学生の授業科目は、なお従前の例による。

附 則（法科大学院の入学検定料の改定並びに学則の変更手続の明確化に伴う改正）

この学則は、2009年（平成21年）7月2日から施行する。

附 則（各研究科の学費改定、専門職大学院設置基準の改正による他の大学院等における修得単位の取扱いの変更、並びに法科大学院の学生定員、履修登録単位数の上限、入学前の既修得単位の取扱い、進級の要件、修了の要件、法学既修者に認定する単位の取扱い及び授業科目の変更に伴う改正）

- 1 この学則は、2011年（平成23年）4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、2010年（平成22年）度以前に法科大学院に入学した学生及び2011年（平成23年）度に法科大学院に既修者として入学する学生の進級の要件、修了の要件、授業科目は、なお従前の例による。

附 則（会計大学院の授業科目の変更に伴う改正）

- 1 この学則は、2012年（平成24年）4月1日から施行する。

- 2 前項の規定にかかわらず、2011年（平成23年）度以前に会計大学院に入学した学生の授業科目は、なお従前の例による。

附 則（会計大学院の授業科目区分の変更に伴う改正）

- 1 この学則は、2013年（平成25年）4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、2012年（平成24年）度以前会計大学院入学生は、なお従前の例による。

附 則（専門職大学院会計研究科の学生募集停止に伴う改正）

- 1 この学則は、2014年（平成26年）4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、会計研究科会計専攻は、2013年（平成25年）度以前の入学生が在学しなくなるまでの間、なお存続するものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、2013年（平成25年）度以前入学生は、なお従前の例による。

附 則（学期の始期及び終期に関する規定の追加に伴う改正）

この学則は、2014年（平成26年）4月1日から施行する。

附 則（法科大学院の修了の要件及び授業科目の変更に伴う改正）

- 1 この学則は、2014年（平成26年）4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、2013年（平成25年）度以前に法科大学院に入学した学生及び2014年（平成26年）度に法科大学院に既修者として入学する学生の修了の要件並びに授業科目は、なお従前の例による。
- 3 第2項の規定にかかわらず、第20条別表法科大学院授業科目のうち、「法務基礎演習」は2014年（平成26年）度に既修者として入学する学生に適用する。

附 則（法科大学院の学生定員の変更に伴う改正）

この学則は、2015年（平成27年）4月1日から施行する。

附 則（法科大学院の修了の要件及び授業科目の変更に伴う改正）

- 1 この学則は、2015年（平成27年）4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、2014年（平成26年）度以前に法科大学院に入学した学生及び2015年（平成27年）度に法科大学院に既修者として入学する学生の修了の要件及び授業科目は、なお従前の例による。

附 則（学校教育法の一部改正に伴う改正）

この学則は、2015年（平成27年）4月1日から施行する。

附 則（履修登録単位数の上限の変更に伴う改正）

- 1 この学則は、2015年（平成27年）4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、2014年（平成26年）度以前に入学した法学未修者については、2015年（平成27年）度に限り、なお従前の例による。

附 則（除籍事由の追加に伴う変更）

この学則は、2016年（平成28年）4月1日から施行する。

附 則（学校教育法施行規則の一部改正及び法科大学院の修了要件の変更に伴う改正）

- 1 この学則は、2017年（平成29年）4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、2016年（平成28年）度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則（他の大学院において履修する単位数の規定化に伴う変更）

この学則は、2018年（平成30年）4月1日から施行する。

附 則（専門職大学及び専門職短期大学の制度化に係る学校教育法の一部改正に伴う変更）

この学則は、2019年（平成31年）4月1日から施行する。

附 則（法務研究科授業科目のうち、法律基本科目区分の見直し、授業科目の追加及び単位数の変更並びに修了の要件の変更に伴う改正）

- 1 この学則は、2021年（令和3年）4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、2020年（令和2年）度以前に入学した学生は、なお従前の例による。

附 則（二重学籍の禁止に関する条項とその例外規定の追加及び多様なメディアの利用を含む授業の方法の明確化に伴う改正）

この学則は、2022年（令和4年）4月1日から施行する。

附 則（履修登録単位数の上限の変更、他の大学院等における修得単位の取扱いの変更、入学前の既修得単位の取扱いの変更及び法学既修者の修得単位の取扱いの変更に伴う改正）

- 1 この学則は、2023年（令和5年）4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、2022年（令和4年）度以前に入学した学生は、なお従前の例による。
- 3 第2項の規定にかかわらず、履修登録単位数の上限は、2022年（令和4年）度の既修者コース入学者から適用する。

附 則（授業科目の変更に伴う改正）

- 1 この学則は、2024年（令和6年）4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、2023年（令和5年）度以前に入学した学生及び2024年（令和6年）度に既修者として入学する学生の授業科目は、なお従前の例による。

附 則（特別科目等履修制度の新設及び字句修正に伴う改正）

この学則は、2025年（令和7年）4月1日から施行する。

附 則（ガバナンス体制の見直しに伴う改正）

この学則は、2025年（令和7年）4月1日から施行する。

第20条別表

法務研究科

1 授業科目及び単位数

| 授業科目 | | | 単位数 | |
|-----------------------|-------------|----------|------|---|
| 法律公法基礎 基本系科目 科目 | 基礎 科目 | ※憲法Ⅰ | 2 | |
| | | ※憲法Ⅱ | 2 | |
| | | 憲法Ⅲ | 2 | |
| | | 行政法Ⅰ | 2 | |
| | | 行政法Ⅱ | 2 | |
| | 応用 科目 | 憲法演習 | 2 | |
| | | 行政法演習 | 2 | |
| | | 公法総合演習 | 2 | |
| | 民事基礎 系科目 | 基礎 科目 | ※民法Ⅰ | 2 |
| | | | ※民法Ⅱ | 2 |
| | | | ※民法Ⅲ | 2 |
| | | | ※民法Ⅳ | 2 |
| | | | ※民法Ⅴ | 2 |
| | | | ※民法Ⅵ | 2 |
| ※民法Ⅶ | | | 2 | |
| ※民法Ⅷ | | | 2 | |
| ※商法Ⅰ | | | 2 | |
| ※商法Ⅱ | | | 2 | |
| 商法Ⅲ | | | 1 | |
| ※民事訴訟法Ⅰ | | | 2 | |
| ※民事訴訟法Ⅱ | | | 2 | |
| 民事訴訟法Ⅲ | | | 1 | |
| 応用 科目 | 民法演習Ⅰ | 2 | | |
| | 民法演習Ⅱ | 2 | | |
| | 民法演習Ⅲ | 2 | | |
| | 商法演習 | 2 | | |

| | | | |
|---------------|------------|---------|---|
| | | 民事訴訟法演習 | 2 |
| | | 民事法総合演習 | 2 |
| 刑 事 系 科 目 | 基 礎 | ※刑法Ⅰ | 2 |
| | | ※刑法Ⅱ | 2 |
| | | ※刑法Ⅲ | 2 |
| | | 刑事訴訟法Ⅰ | 2 |
| | | 刑事訴訟法Ⅱ | 2 |
| | 応 用 科 目 | 刑法演習 | 2 |
| 刑事訴訟法演習 | | 2 | |
| 刑事法総合演習 | | 2 | |
| 総 合 | 法務総合演習 | | 4 |
| | 法務基礎演習 | | 2 |
| 実務基礎科 目 | 法曹倫理 | | 2 |
| | 法情報調査 | | 2 |
| | 民事訴訟実務基礎Ⅰ | | 2 |
| | 刑事訴訟実務基礎Ⅰ | | 2 |
| | 民事訴訟実務基礎Ⅱ | | 2 |
| | 刑事訴訟実務基礎Ⅱ | | 2 |
| | ローヤリング | | 2 |
| | 臨床実務Ⅰ | | 2 |
| | 臨床実務Ⅱ | | 2 |
| 法文書作成 | | 2 | |
| 基礎法学・隣 接科目 | 司法制度論 | | 2 |
| | 法哲学 | | 2 |
| | 法制史 | | 2 |
| | 比較法 | | 2 |
| | 政治学 | | 2 |
| | 法情報学 | | 2 |
| | 法律英語Ⅰ | | 2 |
| | 法律英語Ⅱ | | 2 |
| | 法律中国語Ⅰ | | 2 |
| | 法律中国語Ⅱ | | 2 |
| 地域社会と法 | | 2 | |

| | | | |
|-------------------------|--|----------------------------|---|
| | | 外国法制Ⅰ | 2 |
| | | 外国法制Ⅱ | 2 |
| | | 外国法制Ⅲ | 2 |
| 展 開・先 端 科 目 | 公 共 行 政 の 諸 領 域 と 法 地 方 自 治 法 租 税 法 Ⅰ 租 税 法 Ⅱ 環 境 法 Ⅰ 環 境 法 Ⅱ 少 年 法 特 別 刑 法 被 害 者 と 法 情 報 法 公 共 関 係 法 特 論 Ⅰ 公 共 関 係 法 特 論 Ⅱ 公 共 関 係 法 特 論 Ⅲ | 行政の諸領域と法 | 2 |
| | | 地方自治法 | 2 |
| | | 租税法Ⅰ | 2 |
| | | 租税法Ⅱ | 2 |
| | | 環境法Ⅰ | 2 |
| | | 環境法Ⅱ | 2 |
| | | 少年法 | 2 |
| | | 特別刑法 | 2 |
| | | 被害者と法 | 2 |
| | | 情報法 | 2 |
| | | 公共関係法特論Ⅰ | 2 |
| | | 公共関係法特論Ⅱ | 2 |
| | | 公共関係法特論Ⅲ | 2 |
| | | 民 事 関 係 科 目 | 倒 産 法 Ⅰ 倒 産 法 Ⅱ 執 行 保 全 法 消 費 者 救 済 法 企 業 会 計 法 債 権 回 収 法 企 業 法 務 経 済 法 Ⅰ 経 済 法 Ⅱ 知 的 財 産 法 Ⅰ 知 的 財 産 法 Ⅱ 労 働 法 Ⅰ 労 働 法 Ⅱ 国 内 取 引 契 約 民 事 関 係 法 特 論 Ⅰ 民 事 関 係 法 特 論 Ⅱ 民 事 関 係 法 特 論 Ⅲ |
| 倒産法Ⅱ | 2 | | |
| 執行保全法 | 2 | | |
| 消費者救済法 | 2 | | |
| 企業会計法 | 2 | | |
| 債権回収法 | 2 | | |
| 企業法務 | 2 | | |
| 経済法Ⅰ | 2 | | |
| 経済法Ⅱ | 2 | | |
| 知的財産法Ⅰ | 2 | | |
| 知的財産法Ⅱ | 2 | | |
| 労働法Ⅰ | 2 | | |
| 労働法Ⅱ | 2 | | |
| 国内取引契約 | 2 | | |
| 民事関係法特論Ⅰ | 2 | | |
| 民事関係法特論Ⅱ | 2 | | |
| 民事関係法特論Ⅲ | 2 | | |

| | | |
|-------------------|-------------|---|
| 国 際 関 係 科 目 | 国際関係法（公法系）Ⅰ | 2 |
| | 国際関係法（公法系）Ⅱ | 2 |
| | 国際関係法（私法系）Ⅰ | 2 |
| | 国際関係法（私法系）Ⅱ | 2 |
| | 国際取引契約 | 2 |
| | 現代中国法 | 2 |
| | 外国人と法 | 2 |
| | 国際関係法特論Ⅰ | 2 |
| | 国際関係法特論Ⅱ | 2 |
| | 国際関係法特論Ⅲ | 2 |
| そ の 他 科 目 | 研究論文指導 | 2 |

※第36条第1項に係る包括認定対象科目

2 履修方法

ア 修了に必要な最低修得単位数は、108単位とする。

イ 前項アの最低修得単位数108単位については、次の区分により履修するものとする。

① 必修

法律基本科目 72単位

実務基礎科目 8単位

② 選択必修

実務基礎科目 2単位

基礎法学・隣接科目 4単位

展開・先端科目 12単位

ただし、そのうち4単位は、租税法Ⅰ及びⅡ、環境法Ⅰ及びⅡ、倒産法Ⅰ及びⅡ、経済法Ⅰ及びⅡ、知的財産法Ⅰ及びⅡ、労働法Ⅰ及びⅡ、国際関係法（公法系）Ⅰ及びⅡ、国際関係法（私法系）Ⅰ及びⅡのいずれかを修得しなければならない。

③ 選択

法律基本科目、実務基礎科目、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目の中から10単位以上